

第3章 のぞましいみどりの姿と基本方針

3-1 基本理念

都市のみどりは、四季の変化が感じられる場、生きものが生息・生育する場、防災拠点となる場、固有の景観を作り出す場、レクリエーション・憩いの場として、必要不可欠な生活環境基盤です。

中野に住む人や中野を訪れる人が、みどりを感じ、ふれあうことで、みどりがあることの快適性や魅力を知り、みどり豊かなまちの実現をめざします。

3-2 基本方針

基本理念に示すみどり豊かなまちの実現を推進するための5つの基本方針を次に示します。

1. みどりのまちづくりの基盤となる拠点をつくる

都市化が進み人口密度も高い中野区において、現存する公園緑地やオープンスペースでは量的に不十分な状況です。上位計画である10か年計画に示すまちづくり事業に基づき、拠点となるみどり空間を整備することで、地域のかかえる課題解決となる場合は、戦略的にみどりの拠点の整備を行い、みどりのまちづくりを進めていきます。

2. みどりのネットワークを構築する

中野区のみどりの軸としては、神田川等の軸と街路樹のある道路を中心にネットワーク形成を進めてきましたが、西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえて、事業主体である東京都と土地所有者である西武鉄道株式会社と調整のうえ、沿線まちづくり事業とあわせて新たなみどりの軸を加えたネットワークの構築を目指していきます。

街路樹が美しく整備された歩道は緑豊かな空間へと来街者を誘導し、健康増進の効果をもたらすだけでなく、道行く人に街の魅力に気付かせるきっかけを与えたり、生きものの移動空間の確保にもつながります。

こうした多様な視点からみどりのネットワークの活用を図るため、新たなみどりの軸を含め、中野区内に豊富にある歴史・文化・景観的資源も生かしたみどり豊かな回廊の整備を図っていきます。

3. 地域にゆかりのあるみどりの保全を強化する

区内の古くからあるみどりのうち、公園緑地となっているものや社寺境内地にあるものは、みどりとして保全された状態にあります。住宅地や事業所等の民有地にあるみどりは消失の可能性が高い状態です。

区内のみどりの約7割が民有地のみどりであり、これらのみどりが中野の風景をつくり、地域ゆかりのみどりとなっています。そのため、現在実施している保全施策の内容を強化するとともに、景観的な観点からも、地域ゆかりのみどりの保全を推進します。

4. 身近なみどりを増やす

日々の生活の中で身近なところにみどりがあることで、四季の変化やうるおいを感じるきっかけになります。日常にふれあうことができるみどりが数多く存在することによって、みどりの豊かさを感じる快適な生活環境が形成されます。子どもたちにとっては、身近なところにみどりがあることによって植物や生きものとふれあえることができ、体験を通じてみどりの大切さを知ることができます。そのため、四季の変化がより一層楽しめるように多様な樹種を用いた植栽の実施、生き物の餌となる樹種や在来種を中心にした樹種による植栽等の生態系への配慮など、より豊かなみどりを増やしていく工夫が必要です。

また、人々が生活する上で安心・安全な都市基盤の形成は必要機能であり、防災性を高めるまちづくり事業を進めています。広場の整備や敷地内の緑化によって延焼防止効果を高めるなど、防災上の課題等を解決しつつ、生活にうるおいを与えるみどり空間を増やしていくことが必要です。

身近なみどりを増やすために、さまざまな土地利用の状況を踏まえて緑化を推進するとともに、暮らしのなかのみどりのネットワーク形成をはかります。

5. 区民・事業者・区が協働してみどりの創出・保全に取り組む

都市のみどりは人々の生活と共存する必要があるため、適切な維持管理が不可欠となります。落ち葉や害虫の発生など適切な維持管理が行われないと、みどりの良さにつながりません。区内のみどりを良好な状況で維持保全するためには、維持管理や樹木の植え替えを適切に行うなど量を増やすだけでなく質にも配慮した緑化を進めていく必要があります。そのためには、区民及び事業者はみどりに対する理解を深め、協力し、それぞれの立場でみどりに係わっていくことが重要です。

区、区民、事業者は、現存する緑を保存するように心がけなければなりません。樹木をやむを得ず伐採する場合には、その場所または他の場所へ補植を行うこと等により、緑の総量が減少しないよう緑の回復にできる限り努めることとします。(中野区みどりの保護と育成に関する条例第9条)

区では、花と緑の祭典などのイベント開催や、緑の相談窓口の開設、緑化計画制度による丁寧な指導など、区民や事業者に対するみどりに関する情報発信や普及啓発活動を推進していきます。

3-3 みどりのまちの将来像

私たちは、受け継がれてきたみどりを守り育て、新しいみどりを生みだし、これらのみどりを将来に引き継ぐことで、みどりのある快適なまちをめざします。

そのようなみどり豊かなまちでは、人々がみどりを育て、みどりにふれあい、みどりのある生活を楽しみながらいきいきと暮らしています。

こうした中野のまちの実現に向けて、目指すべき中野のみどりの将来像を次のように掲げます。



3-4 計画の目標

みどりの将来像に向けた計画推進の指標は、改定前計画から継続してみどり率とします。みどり率は公園緑地、河川等の水面、街路樹、施設緑地、住宅地の緑等を対象としています。後述する「(1) 緑地の確保目標量」「(2) 公園緑地等の確保目標量」で掲げる公園緑地等の整備の他、街路樹や民有地等のみどりの保全と推進を進めることとし、みどり率の目標値を次の通りとします。

目標みどり率	18.32%	2028年度
(現況のみどり率)	17.46%	2016年度)

(1) 緑地の確保目標量

確保すべき緑地として、都市計画公園等の「都市施設としての緑地」、生産緑地地区や保護樹林等の「制度上安定した緑地」、社寺境内地等の「社会通念上安定した緑地」について、確保目標量の設定を行います。

制度上安定した緑地は、まちづくり事業によって公開空地等の緑地の増加が見込まれます。社会通念上安定した緑地は現状維持を目標とします。

表 3-1 緑地の確保目標

区 分		現況 平成29(2017)年度 面積(ha)	中間年次 2023年度 面積(ha)	目標年次 2028年度 面積(ha)
都市施設と しての緑地	都市計画公園	30.90	34.62	39.52
	都市計画緑地	0.10	0.10	0.10
	都市公園	11.22	11.22	11.22
	条例等の公園	2.63	2.63	2.63
	小計	44.85	48.57	53.47
制度上安定した緑地		25.90	26.03	26.29
社会通念上安定した緑地		24.80	24.80	24.80
合計		95.55	99.40	104.56

※公園面積は新宿区域分を除く（哲学堂公園 0.37ha、妙正寺川公園 0.4ha）。

※制度上安定した緑地：生産緑地地区、河川区域、公開空地等、保護樹林、区民農園

※社会通念上安定した緑地：社寺境内地、永続緑地（詳細は P19 参照）

(2) 公園緑地等の確保目標量

公園緑地等（都市施設としての緑地）の整備については、（仮称）弥生町六丁目公園、平和の森公園の拡張部分の整備を行います。また、まちづくり事業等を通じて、広場、公園、緑地等の整備を行っていきます。

表 3-2 公園緑地等の確保目標

区 分		現況 平成29年度 (2017年度)		中間目標 (2023年度)		目標 (2028年度)	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市計画 公園	街区公園	33	7.50	36	8.07	40	9.97
	近隣公園	3	4.27	5	5.91	5	5.91
	地区公園	2	11.49	2	13.00	2	13.00
	総合公園	1	7.63	1	7.63	1	10.64
	小計	39	30.90	44	34.62	48	39.52
都市計画緑地		1	0.10	1	0.10	1	0.10
都市公園		122	11.22	122	11.22	122	11.22
条例等の 公園	条例公園	1	1.33	1	1.33	1	1.33
	ポケットパーク	19	0.41	19	0.41	19	0.41
	児童遊園	9	0.89	9	0.89	9	0.89
	広場	—	—	0	0.00	0	0.00
	小計	29	2.63	29	2.63	29	2.63
合計		191	44.85	196	48.57	200	53.47
公園地率(%)		2.88		3.12		3.43	
一人あたり公園面積(m ²)		1.40		1.54		1.70	

※面積、割合は小数第3位を四捨五入しているため集計値が合わない場合がある。

※公園地率は新宿区域分を除く。

一人あたり公園面積は新宿区域分を含む
(新宿区域分面積：哲学堂公園 0.37ha、妙正寺川公園 0.4ha)

(3) みどりに関する満足度

計画の改定にあたって、計画目標については量的な目標の他に、みどりに対する満足度を新たに目標指標とします。

中野区区民意識・実態調査における生活環境の満足度では、「みどりの豊かさについて」「公園や広場について」の2つの項目について、6割強の区民が「よい」または「どちらかといえばよい」という評価をしています。公園の整備を進め、街路樹整備や接道緑化の推進等によるみどりのネットワークの構築、保護樹林等への助成の充実や緑化計画制度の指導継続など区民が身近なみどりを感じ、みどりに触れ合う機会を増やす施策の充実に取り組み、これら2つの項目について「よい」と「どちらかといえばよい」を合わせた評価のパーセンテージのさらなる向上を目指します。

中野区区民意識・実態調査

生活環境の満足度「よい」「どちらかといえばよい」

- ・みどりの豊かさについて：平成29年度 60.9% → 10年後 65%
- ・公園や広場について：平成29年度 60.2% → 10年後 65%

3-5 みどりの配置計画

みどりの将来像、計画目標の実現に向けて、みどりのネットワークの強化と緑地配置のバランスを踏まえ、総合的な緑地配置計画（みどりの将来図）を示します。



図 3-1 総合的な緑地配置図（みどりの将来図）

3-6 緑化重点地区の指定

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項第7号において「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」と規定されており、区市町村が重点的に緑化施策を行うおおむねの位置を示すためにみどりの基本計画に定めることのできる事項のひとつです。

中野区では区全域において、みどりが十分にあるとは言えず、みどりの配置計画（将来図）にも示したとおり、区全体に点在する公園や学校等の公共施設、社寺や住宅等の民有地等においてみどりの現状の課題解決に向けた緑化推進を図る必要があります。

このため、改定前計画を継承して中野区全域を緑化重点地区の区域に指定し、本計画の目標達成とみどりの将来像の実現に向けて、区内の全ての地域において、みどりの現状と地域特性にあった施策の実現に努めていきます。

また、緑化重点地区では、区民・事業者による自主的な緑化の推進が、より積極的な活動として展開できるように、各種活動団体や緑地協定の締結等への支援を行っていきます。

第4章 実現への施策

4-1 施策の体系

良好な都市環境の形成を実現するため、環境と共生するまちづくりを具体的に実施していくための施策を定めます。

●施策体系

基本方針	施策の内容
1. みどりのまちづくりの基盤となる拠点をつくる	(1) 計画的な公園の整備
	(2) 計画的な公園の再整備
	(3) 個性的な公園や緑地の整備
	(4) 身近な場所の公園緑地の整備
	(5) まちづくり事業に伴うみどり空間の整備
2. みどりのネットワークを構築する	(1) 河川による水とみどりのネットワークの構築
	(2) 道路によるみどりのネットワークの構築
	(3) みどりの環境軸やみどりの補助軸の緑化推進
	(4) 新たなみどりの軸によるネットワーク構築
3. 地域にゆかりのあるみどりの保全を強化する	(1) 樹木や樹林の保全
	(2) 歴史あるみどりの保全
	(3) 農地の保全と活用
	(4) 建築計画等における既存樹の保全
	(5) 水とみどりの循環の推進
	(6) 公園の適正な維持管理運営
	(7) 公共施設緑地の適切な維持管理
4. 身近なみどりを増やす	(1) 公共施設緑化の推進
	(2) 緑化を推進する制度を活用した緑化の推進
	(3) まちなかの緑化の推進
	(4) 生きものの生息・生育できる場の保全・整備
	(5) 身近なみどりのネットワークの構築
	(6) 市民緑地認定制度などを活用した緑化の推進
5. 区民・事業者・区が協働してみどりの創出・保全に取り組む	(1) みどりに関する学習機会の増設
	(2) みどりの普及啓発活動の推進
	(3) みどりの情報拠点の整備
	(4) 自然環境学習の場の整備
	(5) 中野の森プロジェクト・身近なみどりを守り育てる活動への取り組み

●新規施策

実現への施策のうち、下記に示した項目については、新たな施策として今後実現に向けた取り組みを進めていきます。

「3. (5) ② 道路改修に伴う雨水浸透貯留施設の設置」については、雨水の地下浸透の促進を進めることで、水とみどりの循環を推進します。

「3. (6) ⑤ 公園の管理・運営における民間参画の推進」「4. (6) ① 市民緑地認定制度の活用」については、民間活力を導入することで、公園の魅力向上や、新たな緑地の創出などを図ります。

「3. (7) ① 公共施設緑地の維持管理等の手引き等の作成」については、各公共施設において適正な維持管理に努めることで、より良い緑化空間の誘導を図ります。

「4. (1) ① 区役所新庁舎建設における緑化の推進」については、新しい区役所において緑化や自然エネルギーの積極的な利用を図ることで、環境負荷の低減に配慮した施設整備を目指します。

「4. (4) ② 民有地におけるビオトープ整備の普及啓発」「5. (1) ④ 生きもの観察会の実施」については、身近なところで生きものに対するふれあいや、生きものを育む手法について普及啓発を行うことで、環境意識の向上に努めます。

4-2 重点施策

実現への施策のうち、重点的に取り組むテーマを明確にし、早期の実施に努めます。

【重点施策 1】民間活力の活用によるみどりの拠点の充実

区内のみどりが減少を続け、さらなるオープンスペースや緑地の確保が望まれている一方、都市化が進行した中野区において新たな公園を整備することは限界があります。また、公園や広場においてはさらなる区民満足度の向上が望まれています。こうした課題解決に民間活力を活用するため、市民緑地認定制度の活用や、公園の管理・運営における民間参画を促し、質量ともにみどりの拠点の充実を図ります。

【関連する施策】

1. (1) ① 防災機能を有する公園の整備
 (5) ① 公開空地等のオープンスペースを活用したみどりの創出
3. (6) ⑤ 公園の管理・運営における民間参画の推進
4. (6) ① 市民緑地認定制度の活用

【重点施策 2】新たなみどりの軸を加えたみどり豊かな回廊の形成推進

みどりの少ない中野区において、南北に走る中野通り、山手通りなどの幹線道路沿いの街路樹等が貴重なみどりの軸となっていますが、それらを互いに結ぶことでまちの回遊性が高まり、都市活動の活性化や潤いのある景観形成につながります。このため、西武新宿線の連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸の構築に重点的に取り組むとともに、既存の軸のさらなる充実を図り、みどり豊かな回廊の形成を推進します。

【関連する施策】

2. (2) ① 街路樹の計画的な保全と充実
 ② 都市計画道路の街路樹整備の推進
 (4) ① 西武新宿線連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸の構築
3. (2) ② 歴史あるみどりを巡るまち歩きルートを活用
4. (2) ③ 接道部緑化の推進

【重点施策 3】地域にゆかりのあるみどりの保全強化

地域にゆかりのあるみどりは減少・消失の一途をたどり、保全施策の強化が喫緊の課題です。保護樹木、保護樹林への助成の拡充に加え、大樹に育てていくための新たな助成制度の創設、樹林等を保全活用する仕組みづくりなど、制度の拡充を図ります。

【関連する施策】

3. (1) ① 保護樹木、保護樹林の指定の促進
 ③ 貴重木や巨木等のみどり資源としての活用
 ④ 地域でみどりを保全する仕組みづくり
4. (6) ① 市民緑地認定制度の活用

4-3 みどりのまちづくりを実現する施策

1. みどりのまちづくりの基盤となる拠点をつくる

(1) 計画的な公園の整備

①防災機能を有する公園の整備【充実】【重点1】

都市の防災性の向上のため、引き続き、防災上の課題を抱える地域に防災機能を有する公園を整備します。

平和の森公園（拡張部分）

（仮称）弥生町六丁目公園

（仮称）上高田五丁目公園

②都市計画決定済の公園の整備【充実】

都市計画決定後未供用の公園については、事業化の推進に努めます。

平和の森公園（拡張部分）

（仮称）弥生町六丁目公園

③重点化を図るべき公園の整備【継続】

東京都と都内区市町村が策定する「都市計画公園・緑地の整備方針」では、「機能と役割」「ネットワーク形成」の2項目の視点から評価を行い、今後重点化を図るべき公園・緑地を選定しています。中野区においては、平和の森公園が該当し、スポーツ・健康づくりの場としての機能や憩いの機能、防災機能等を担う公園として、重点的に整備を進めていきます。

(2) 計画的な公園の再整備

①地域特性に合わせた公園リニューアル【継続】

公園の改修や施設等の更新においては、公園がより有効に利用されるように、地域の実情や環境に合わせたリニューアル工事を行います。公園を主に利用する地域住民の要望を反映するとともに、近隣にある公園が有する機能と連携し合えるように、計画的に再整備を進めます。



平成29年度に
リニューアルしたパンダ公園

②区民参加による公園リニューアル【継続】

公園リニューアル時には、地域住民の意見や要望等を直接聴取する機会を設け、整備計画等に反映すべきかどうか検討します。そのうえで、できる限り地域の意見や要望等に配慮した公園再整備を行います。また、大規模改修等においては意見の聞き取りだけでなく、再整備の具体的な内容をワークショップ形式で検討するなど、地域住民が主体的に関われるような手法を取り入れていきます。

③公園内の緑の回復努力【継続】

公園再整備時に、園内の樹木をやむを得ず伐採する場合には、園内もしくはその周辺地域または区内の他の地域で補植を行うこと等により、緑の総量が減少し

ないよう緑の回復にできる限り努めることとします。

(3) 個性的な公園や緑地の整備

①個性ある公園の整備【継続】

新規の公園整備や既存公園の大規模改修では、地域特性等に合わせて個性ある公園整備に取り組みます。

個性ある公園の例

防災機能を高めた公園：

かまどベンチやマンホールトイレ等の防災機能を高める施設整備

自由に遊べる公園：

子ども達が自由に遊ぶことができるプレイパークの整備

生物多様性に配慮した公園：

在来種を中心とした樹種選定や生きものが生息できる草地管理の実施

歴史的文化的資源を活かした公園整備：

文化財指定の哲学堂公園の計画的な改修整備

特定のスポーツ利用が可能な公園整備：

特定のスポーツ利用が可能な施設など機能を特化した公園整備



公園内に設置された防災井戸マンホールトイレ

(4) 身近な場所の公園緑地の整備

①借地公園や立体都市公園の活用【継続】

身近な公園を区民に提供していくため、引き続き借地公園制度を活用した公園の維持管理を行います。また、公園用地の利活用を図るため、公園の立地条件によっては公園の地下利用なども行っていきます。



人工地盤上の白鷺せせらぎ公園

②開発行為に伴う提供公園の充実【充実】

一定規模以上の建築計画では、公園等のオープンスペースを整備する必要があります。開発により整備された公園緑地等は区立公園として区の管理となりますが、地域住民が利用しやすい位置や形状となるように協議・誘導を図ります。

③まちづくり事業を活かした緑化の推進【充実】

木造住宅密集地域整備事業を実施する地区においては、災害時における地域の安全性を高めるために、防災広場等オープンスペースの整備を進めます。また、地区施設道路の拡幅によって空地が生じる場合には、地域特性に合わせて、住民の要望等を反映しながら、道路沿道の緑化環境の向上に寄与する緑地として活用

を図ります。

(5) まちづくり事業に伴うみどり空間の整備

①公開空地等のオープンスペースを活用したみどりの創出【充実】【重点1】

中野四季の都市（まち）では、中野四季の森公園を中心とした緑化空間が新たなまちの魅力となっています。また、大規模なまちづくり事業や集合住宅の建て替え等においては、新たな緑地の整備によって地域の緑化環境や景観性の向上が期待されます。これらの緑地の多くは民間の緑地ですが、公園等の公的緑地と同等の機能を有するものもあります。緑地やオープンスペースが整備される機会をとらえ、魅力あるみどり空間の創出に努めます。

また中野駅周辺では、今後も多様なまちづくり手法を用いた事業が展開される予定です。これらのまちづくり事業を通じて、中野駅周辺の一体的なみどり空間の整備やみどりのネットワーク形成が推進できるように、各事業の調整や連携を図ります。

②地区計画による緑化ルールの導入【充実】

地区計画によるまちづくりでは、接道部には生け垣または透視可能なフェンス等とする垣・さくの構造の制限、公園の整備等を行っています。今後も地区計画によるまちづくりを進めていきますが、地区の特性に合わせて、緑化の促進を図れるよう地区計画の運用を図り、みどりのまちづくりに努めます。

③都市開発諸制度を活用した緑化の推進（東京都）【継続】

東京都と連携のもと、都市開発諸制度を活用する際には割り増し容積率の設定に当たって、緑の量と質に応じたメリハリのある評価を導入するとともに、「公開空地等のみどりづくり指針」の考え方にに基づき、都市開発における質の高い緑化誘導を推進します。



中野四季の都市

2. みどりのネットワークを構築する

(1) 河川による水とみどりのネットワークの構築

①神田川水とみどりの親水軸の整備【継続】

神田川改修工事（東京都事業）に合わせて、河川管理用通路が整備されていない箇所
の通路整備（緑道整備）を東京都に要請し、神田川水とみどりの親水軸の強化に取り組みます。



神田川四季の道

②妙正寺川水とみどりの親水軸の整備【継続】

妙正寺川沿いの河岸段丘には公園や社寺林を中心とした斜面林が残されています。今後も斜面林の良好な維持保全により、妙正寺川水とみどりの親水軸の強化に努めます。

③河川沿いの緑化の推進【継続】

河川による水とみどりのネットワーク形成をより効果的に進めるため、河川沿いの緑道整備や現存する緑地の維持保全のほかに、河川周辺の敷地において、接道部等の緑化整備の誘導を推進できるよう、緑化の周知に努めます。

(2) 道路によるみどりのネットワークの構築

①街路樹の計画的な保全と充実【継続】【重点2】

区が管理する街路樹は、現状維持を基本にするとともに、地域住民の意見等を反映しながら、必要に応じて街路樹の更新を行い、適正な維持管理に努めます。



中野四季の都市の街路樹

②都市計画道路の街路樹整備の推進【継続】【重点2】

都市計画道路の拡幅整備や街路樹の更新などに合わせて、道路空間、地域特性等に適合した樹種の選定を行うなど良好な街路景観の維持保全が図れるよう、東京都と連携した街路樹整備の推進に取り組みます。

(3) みどりの環境軸（中野通り、山手通り）やみどりの補助軸（他の幹線道路）の緑化推進

①沿道緑化の推進【継続】

中野通り、山手通りがみどりの環境軸としてより効果的に機能するために、周辺の建築計画の機会をとらえて、街路樹と一体となったみどり豊かな街並みの誘導等により、広がりや厚みのあるみどりのネットワーク形成を推進します。



中野通り

②風の通り道となるみどりの環境軸や補助軸の形成【充実】

ヒートアイランド現象を軽減する方法のひとつとして、風の通り道の確保があります。これまで取り組んできた河川沿いの緑道整備に加え、風の通り道として機能するよう、幹線道路沿いの空間では樹冠の大きい街路樹の維持整備が図れるよう東京都に働きかける他、街路樹への理解が深まるよう区民への啓発活動に努めるなど、厚みのあるみどり空間の形成に努めます。

※みどりの環境軸 みどりの補助軸

積極的な街路緑化や楽しく歩けるみちづくりに努めるとともに、沿道の敷地の緑化や公園など一体的なみどりの充実を図り、みどり豊かで調和のとれた街並み景観の形成を推進するため、中野区都市計画マスタープランにおいて、山手通りや中野通りなど、街路樹などによりみどりが連続する幹線道路を、みどりの環境軸、みどりの補助軸として位置付けたものです。

(4) 新たなみどりの軸によるネットワーク構築

①西武新宿線連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸の構築【充実】

【重点2】

区では、西武新宿線連続立体交差事業によって新たに生まれる空間を検討する機会をとらえ、新たなみどりの軸の構築について、今後、沿線まちづくり事業と合わせて、関係機関等と調整を図り、みどり豊かな魅力あるまちづくりを目指します。

②生きものに配慮したみどりのネットワーク形成【充実】

公園緑地や施設緑地の整備では、みどりの量を増やすだけではなく、質の高いみどりを増やしていくことが必要です。みどりの質を評価する観点の一つとして生物多様性の確保があります。そこで、生きものに配慮したみどりのネットワークの形成を図ります。

3. 地域にゆかりのあるみどりの保全を強化する

(1) 樹木や樹林の保全

①保護樹木、保護樹林の指定の促進【充実】【重点3】

一定の基準を満たす樹木・樹林については、所有者の同意を得ながら、条例に基づく保護樹木、保護樹林の指定を行い、樹木の管理費の一部を助成しています。保護樹木、保護樹林の保全を進めるため、助成金の拡充に加え、所有者への技術的支援や樹木の成長に応じて必要となる費用への新たな助成制度の創設を図るなど、必要な支援を充実します。

②保護樹木の指定基準の見直し【充実】

良好な大樹を育てるためには、若木の頃から適切な管理が必要です。そこで、一定期間以上樹木を維持保全するなど、今後大樹となる可能性がある樹木についても保護樹木に指定することができるように、指定基準を見直します。

③貴重木や巨木等のみどり資源としての活用【充実】【重点3】

区内には地域のシンボルとなっている巨木、珍しい樹種、地域の歴史的いわれのある樹木等が存在します。これらの樹木を貴重木として、パンフレットやホームページ等で紹介するなど、区内のみどり資源の周知に努めます。



本五ふれあい公園の
ケヤキの巨木

④地域でみどりを保全する仕組みづくり【継続】【重点3】

保護樹木等の私有地の樹木は、樹木所有者の努力によって維持保全されています。しかし、落ち葉や害虫発生等の苦情も多い状況です。これらのみどりは、地域固有の景観を形成し、四季の変化が感じられるなど良好な環境づくりを担っています。みどりがあることの重要性を理解し、地域で落ち葉掃きを行うなど、地域でみどりを守る仕組みづくりを行います。



私有地の保護樹木

(2) 歴史あるみどりの保全

①歴史あるみどりを活かしたまちづくり【充実】

哲学堂公園周辺の地域は、哲学堂公園や旧野方配水塔などの歴史的景観要素が多く、これらを活かしたまちづくりを推進するため「哲学堂公園及び哲学堂公園周辺都市観光拠点整備計画」を策定しました。今後は整備プログラムに基づき、哲学堂公園周辺の歴史あるみどりを活かしたまちづくりに取り組めます。



哲学堂公園内の歴史的建造物

②歴史あるみどりを巡るまち歩きルートを活用【充実】【重点2】

中野区は現在、哲学堂などの歴史あるみどりや公園、史跡、地元の商店街などを巡る区内のまち歩きルートの活用に向け、取り組んでいるところです。

今後、西武新宿線連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸との連携も視野に入れながら、マップの作成や案内板の設置など、区内のみどりに触れながら歩いて楽しめるよう取り組んでいきます。



哲学堂公園内の桜並木

(3) 農地の保全と活用

①生産緑地地区の追加指定【充実】

区北西部には生産緑地地区等の農地が点在しています。農地は農作物の生産の場ですが、その他にも、災害時の避難場所や延焼遮断としての防災機能、ヒートアイランド現象の緩和機能、雨水の涵養などの環境保全機能等の重要な役割を担っています。平成29年の都市緑地法等の一部を改正する法律により、都市農地は都市における緑地として位置付けるとともに、計画的に保全することが定められ、生産緑地地区の指定要件も緩和されました。区内に残り少なくなった農地を保全するために、引き続き生産緑地地区の指定・保全に努めます。

②親子農園、高齢者農園の活用推進【継続】

農園活用によって、農園での農作業を通じたコミュニケーションの形成、農業体験による教育、農作業による健康増進や園芸療法等の効果が期待されます。今後も多様な機能を持つ貴重なみどりとして、親子農園、高齢者農園を維持していきます。



親子農園

(4) 建築計画等における既存樹の保全

①まちづくり事業における既存樹木の活用【継続】

一定規模以上の既存樹木が存在するまちづくり事業においては、積極的に既存樹木の活用を図るとともに、民間開発においても樹勢や樹形が良好な樹木は、保全活用するように指導を行います。

②緑化計画書制度による既存樹の保全【継続】

現在の緑化計画書制度では、既存樹木の保全についての働きかけを行っていますが、既存樹木を生かした計画は少ない状況にあります。既存樹木を生かした質の高い緑化空間を確保するため、既存樹木の保全への働きかけを工夫していきます。

(5) 水とみどりの循環の推進

①公園整備に伴う透水性舗装・雨水浸透施設の整備【継続】

公園の大規模改修では、透水性舗装・雨水浸透施設の設置を行い、雨水の地下浸透の促進に努めます。



浸透樹・浸透トレンチが設置された公園の人工芝

②道路改修に伴う雨水浸透貯留施設の設置【新規】

道路の雨水地下浸透では透水性舗装による整備を進めてきましたが、透水性舗装の目詰まりなど維持管理が困難な状況です。今後は道路改修時に合わせて、雨水浸透貯留施設を設置することで、雨水の地下浸透の促進に努めます。

③建築計画における雨水流出抑制施設の設置【継続】

区では一定規模以上の建築計画、駐車場計画において雨水流出抑制施設の設置指導を義務づけています。引き続き、雨水流出施設設置指導要綱に基づく指導を行い、雨水の地下浸透促進に努めます。

(6) 公園の適正な維持管理運営

①公園の維持管理方針【継続】

公園の維持管理については、公園利用者が快適に利用できるように、樹木の剪定、除草、清掃等は定期的に行います。また遊具等の施設についても、事故等がなく安全に利用できるように、定期的な点検を行うとともに、計画的に補修・更新を行います。

②公園施設長寿命化計画に基づく遊具の更新【充実】

区内の公園の多くが整備後 30 年以上経過しており、限られた財源の中で計画的に公園施設を維持・保全する必要があることから、平成 28 年度に「中野区公

園施設長寿命化計画」を策定しました。この計画に基づき、遊具等の公園施設の安全性を確保しつつ、計画的に施設の補修及び更新を進めます。

③指定管理者制度を導入した公園の維持管理【継続・充実】

区では比較的規模の大きい公園において、指定管理者による維持管理を行っています。今後も指定管理者が維持管理を行う公園を増やしていくとともに、指定管理者が公園利活用についても提案を行い、人が集まり楽しめる公園となるように、公園の利活用の工夫を進めます。

④区民との協働による公園の維持管理【継続・充実】

公園の自主管理花壇活動を行っている団体は平成29年度時点で19団体が活動を行っています。今後も多くの花壇活動団体が区内の公園において、積極的な活動ができるように、花壇づくりの講習会の実施や活動の支援を行います。



活動団体により植栽された
みつわ公園の花壇

⑤公園の管理・運営における民間参画の推進【新規】【重点1】

都市公園法等の改正により、民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度が創設されたことを踏まえ、今後、中野区では、公園の管理・運営について、カフェ等の収益施設設置による公園維持管理費の低減、公園利用率の向上および公園のにぎわいと地域の活性化、常駐管理体制による利用者ニーズに応じた柔軟な公園利用の実現を目指すため、民間参画を推進します。民間企業が参画することで、民間ならではの柔軟な発想やきめ細かいサービスによる公園の魅力向上、新たな付加価値の追加によるにぎわいの創出、利用者の利便性・快適性の向上、公園管理への貢献等により、都市における貴重な緑化空間として確保していくことが期待できます。

(7) 公共施設緑地の適切な維持管理

①公共施設緑地の維持管理等の手引き等の作成【新規】

街路樹や学校等の公共施設緑地において、適正な維持管理を行うことで良好な緑化空間が整備されます。公共施設緑地の維持管理については、施設所管部署がそれぞれ管理を行っている状況です。そこでよりよい緑化空間を誘導するため、維持管理手引き等の作成など、各施設において緑化空間の適切な維持管理が図られるように努めます。

②公共施設花壇ボランティアの新たな支援制度の充実【充実】

区内の公共施設では、ボランティア活動等による花壇整備等の緑化活動が行われています。(平成30年3月末現在、自主管理花壇登録団体：19団体、22公園)。今後、これらの活動が全区的に広がるよう、花壇づくりの講習会の実施や花壇活動の支援を行います。

4. 身近なみどりを増やす

(1) 公共施設緑化の推進

①区役所新庁舎建設における緑化の推進【新規】

区は「新しい区役所整備基本計画（平成 28 年（2016 年）12 月）」に基づき、新庁舎の建設を行う予定です。整備計画では「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）」として、太陽光、雨水や井水利用など自然エネルギーを積極的に利用し、ライフサイクルを通じて環境負荷の低減に配慮した区役所を整備することとしています。緑化については、区役所敷地に積極的に公開空地を設け、屋上緑化等と合わせてヒートアイランド対策や CO₂削減に配慮した施設の整備に取り組みます。

②区立小中学校の改築に伴う緑化整備の充実【充実】

区では「中野区立小中学校施設整備計画」に基づき、区立小中学校の改築工事を計画的に実施していきます。改築工事に伴い、緑化基準に基づき接道部緑化、屋上緑化、壁面緑化等の整備を行うとともに、環境教育の観点からも緑化整備を行います。ピオトープや学級園は、生活科や理科の授業で活用するとともに、環境教育として設置が望ましいと考えられるため、整備を進めていきます。



西中野小緑のカーテン

③区立小中学校における緑のカーテンの継続推進【継続】

現在、全ての区立小中学校では、緑のカーテンを整備しています。今後も緑のカーテン整備は継続して推進します。

④その他公共施設の改築に伴う緑化の推進【継続】

区立施設の改築においては、その多くが東京都自然保護条例による緑化計画書制度の対象となるため、東京都の緑化基準に合わせて、地域にふさわしい緑化整備を積極的に行います。

(2) 緑化を推進する制度を活用した緑化の推進

①緑化計画書制度による指導の継続実施【継続】

緑化計画書制度は建築計画時に緑化を誘導する制度で、制度に基づき多くの緑地が整備されてきました。今後も適切な緑化指導を行うことで、建築物上の緑化も含めた新たなみどりの創出に努めます。

②緑化計画書の見直し【充実】

緑化計画の緑化基準については、より緑化効果を高めるために、緑化計画の提出要件の見直しや、優良緑化事例の紹介を行います。

③接道部緑化の推進【継続】【重点2】

接道部緑化が充実することにより目に触れるみどりが増えることから、日常生

活にみどりによるうるおいがもたらされます。また、避難路の確保や焼き止まり効果など防災面でも高い効果があります。今後も緑化計画書制度の緑化指導により、接道部緑化整備を推進するとともに、接道部の生け垣・植樹帯設置費用の一部を助成する「生け垣等設置助成制度」の一層の活用を推進するため、区民への周知に努めます。

④緑化に対する助成制度の継続【継続】

緑化指導の際、接道部緑化の助成制度の周知に継続して努めます。また、他事業による支援等についても周知を積極的に行い、緑化に対する助成制度の一層の活用を図ります。

(3) まちなかの緑化の推進

①苗木配布の継続実施【継続】

中野区花と緑の祭典では、希望する区民に向けて苗木の無料配布を行っています。今後も、多くの区民が花やみどりに親しんでいただけるよう、苗木の無料配布を実施します。また、住宅の新築を記念した「新築記念樹」や子どもの誕生を記念した「誕生記念樹」等、配布方法についても工夫をしていきます。



苗木の配布

②まちづくり事業と連携した緑化の推進【継続】

様々なまちづくり事業に合わせた新たな広場空間の整備や建築計画にあたっての緑化の指導により、緑地の創出を推進します。また、周辺のみどりとのネットワーク形成もはかっています。

③まちづくり事業を活かした緑化の推進（再掲）

木造住宅密集地域整備事業を実施する地区においては、災害時における地域の安全性を高めるために、防災広場等オープンスペースの整備を進めます。また、地区施設道路の拡幅によって空地が生じる場合には、地域特性に合わせて、住民の要望等を反映しながら、道路沿道の緑化環境の向上に寄与する緑地として活用を図ります。

④無電柱化事業に伴う緑化推進【充実】

中野区では、地域の安全性の向上、歩道空間の確保、良好な都市景観の創出のため、まちづくり事業を通じて無電柱化を進めています。無電柱化で生じる道路空間において、可能な限り緑化を推進します。

(4) 生きものの生息・生育できる場の保全・整備

①公園の再整備、区立小中学校の改築における
ビオトープ整備の推進【継続】

公園の再整備では生きものが生育・生息できるように、植栽樹種の選定や生息空間づくりなどに配慮するように努めます。また、改築する小中学校においては、環境学習等の場としてビオトープの整備を進めていきます。



上鷺宮小学校のビオトープ

②民有地におけるビオトープ整備の普及啓発
【新規】

自宅の庭やベランダにおいて、チョウが好む花を植える、野鳥の餌となる実のなる木を植える、野鳥の水飲み場やエサ台を設置するなど、手軽にできるビオトープ整備の方法を紹介するパンフレットを作成・配布するなど普及啓発に努めます。

③開発事業等における既存樹林の保全【継続】

江古田三丁目地区の開発事業では、協定を締結し、江古田の森公園と隣接する樹林を保全するため、基準以上の緑地の確保を図りました。今後も良好な樹林を有する地区における開発事業等では、樹林の保全手法を協議し、既存樹林の保全に努めます。

④適切な維持管理【継続】

生きものが生息・生育できる環境を維持保全するには、適切な維持管理が必要です。江古田の森公園の保全樹林は、人の立ち入りを禁止し、動植物の環境保全区域としています。また公園内の草刈りでは、一律に草刈りを行うのではなく、部分的に草地を残す管理を行うことで、昆虫の生息箇所となります。生きものの生息・生育の視点から計画的な緑地の維持管理を行います。



江古田の森公園の保全樹林

(5) 身近なみどりのネットワークの構築

①区立小中学校の改築に伴う緑化整備の充実（P48 4. (1)②の再掲）

区では「中野区立小中学校施設整備計画」に基づき、区立小中学校の改築工事を計画的に実施していきます。改築工事に伴い、緑化基準に基づき接道部緑化、屋上緑化、壁面緑化等の整備を行うとともに、環境教育の観点からも緑化整備を行います。ビオトープや学級園は、生活科や理科の授業で活用するとともに、環境教育として設置が望ましいと考えられるため、整備を進めていきます。

②接道部緑化の推進（P48 4. (2)③の再掲）

接道部緑化が充実することにより目に触れるみどりが増えることから、日常生活にみどりによるうるおいがもたらされます。また、避難路の確保や焼き止まり効果など防災面でも高い効果があります。今後も緑化計画書制度の緑化指導により、接道部緑化整備を推進するとともに、接道部の生け垣・植樹帯設置費用の一部を助成する「生け垣等設置助成制度」の一層の活用を推進するため、区民への周知に努めます。



接道部緑化

③身近なみどりの整備事例の紹介【充実】

緑化計画において質の高い緑化整備を誘導するため、過去の緑化計画における良好な緑化や工夫された緑化等の事例について、事例集の作成や緑化計画の手引きに掲載するなど、緑化の参考となるような資料を作成します。

(6) 市民緑地認定制度などを活用した緑化の推進

①市民緑地認定制度の活用【新規】【重点1・3】

区は緑地やオープンスペースの不足に加え、適正な管理が難しい緑地や空き地・空き家などが増加しています。民間主体による緑地空間の創出や、市民緑地認定制度（平成29年6月都市緑地法改正施行）を活用し、緑地保全の取り組みを推進します。

※市民緑地認定制度：都市緑地法第60条に基づき、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。

5. 区民・事業者・区が協働してみどりの創出・保全に取り組む

(1) みどりに関する学習機会の増設

①みどりの教室、緑化相談会の継続実施【充実】

区では定期的のみどりの教室、緑化相談会を開催しています。より多くの区民の参加を推進するため、内容の充実や周知の徹底をはかります。

②なかの里・まち連携事業を通じた体験学習の実施【充実】

「なかの里・まち連携事業」では、地方都市と中野区が、これまでの自治体間交流の枠を越え、民間活力を利用したさまざまな連携事業を行います。主な取り組みのひとつである体験交流モデル事業では、農家への宿泊、野菜の収穫体験、自然散策、ボート体験等の交流会を行っています。今後も地方都市との交流を深めていくため、さまざまな体験ができる交流会を実施します。



野菜収穫体験の様子

③子どもを対象とした環境教育用パンフレットの作成【継続】

中野の将来を担う子どもたちが、みどりの多様な機能やみどりの大切さを知ることがみどりのまちづくりを進める上で重要です。そこで、子どもを対象とした環境教育用のパンフレットを作成し、環境学習へ利用できるようにします。

④生きもの観察会の実施【新規】

中野区内にも多くの生きものがあることを体験できるように、生きもの観察会の実施を図ります。

(2) みどりの普及啓発活動の推進

①なかのみどりの貢献賞の充実【継続】

なかのみどりの貢献賞では、緑化や緑の保全に関して功績のあった方を表彰することにより、中野区における緑化に対する意欲の向上を期待し実施しています。より多くの区民の方に参加いただけるように、表彰の部門や応募方法について、周知を工夫していきます。



平成 27 年度に貢献賞を受賞した
中野マルイ四季の庭・水辺の庭

②みどりに関する情報発信の強化【充実】

みどりのまちづくりを推進するためには、多くの区民が都市のみどりに愛着を持ち、その重要性を理解することが必要です。リーフレットやチラシなどの広告媒体により、区内のみどりの名所や区民が取り組む緑化活動など、みどりに関する情報を積極的に発信していきます。

③中野区花と緑の祭典の実施【継続】

区民がみどりに触れ合い、みどりを学ぶ機会を増やすことを目的として、春と秋の年2回「中野区花と緑の祭典」を実施しています。祭典では区民や団体、事業者から参加いただいた実行委員が企画・運営し、苗木の無料配付や緑に関する教室等様々な催しが行われています。区民のみどりへの理解を深めるため、実行委員と協力し祭典の内容を充実していきます。



花と緑の祭典の様子

(3) みどりの情報拠点の整備

①みどりに関する活動への支援促進【継続】

みどりに関する活動を行っているボランティアや活動団体に対して、行政としての支援を促進します。

②みどりの情報館の利用促進【継続】

江古田の森公園の学習室は「みどりの情報館」として活用されています。今後も積極的な利用促進が図られるように支援を行います。

(4) 自然環境学習の場の提供

①なかの里・まち連携事業を通じた体験学習の実施（P52 5. (1)②の 再掲）

「なかの里・まち連携事業」では、地方都市と中野区が、これまでの自治体間交流の枠を越え、民間活力を利用したさまざまな連携事業を行います。主な取り組みのひとつである体験交流モデル事業では、農家への宿泊、野菜の収穫体験、自然散策、ボート体験等の交流会を行っています。今後も地方都市との交流を深めていくため、さまざまな体験ができる交流会を実施します。

(5) 中野の森プロジェクト・身近な緑を守り育てる活動への取り組み

①中野の森プロジェクトへの取り組み【充実】

中野区は、なかの里・まち連携自治体である群馬県みなかみ町・福島県喜多方市と連携して、現地の森林整備やその支援を行うことで得られるCO₂吸収量により、カーボン・オフセットを着実に進める「中野の森プロジェクト」に取り組んできました。

今後、現地での環境学習や環境交流事業等を実施することで、環境への区民の意識啓発や子ども世代に地球環境の大切さを学ぶ機会を提供していきます。



群馬県みなかみ町の「中野の森」

また、群馬県みなかみ町での森林整備に加え、福島県喜多方市から現在購入しているオフセット・クレジット（J-VER）（現地の森林整備を支援することで中野区から排出されるCO₂の一部を吸収する仕組み）については、今後、さらに他の自治体からも購入するなど取り組みの拡大を図ります。

②森林整備等に関する寄付募集の普及啓発【継続】

中野の森プロジェクトでは、区民・事業者が地球温暖化の防止に貢献していただけるよう、環境基金への寄付募集を行っています。寄付金は、中野区環境基金に積み立て、なかの里・まち連携自治体の森林整備等の費用の一部として活用するほか、「身近な緑を守り育てる」コースとして、中野区民を対象とした苗木配布の費用等に活用しています。今後も環境基金への寄付募集の普及啓発を行います。



環境交流バスツアーの様子
みなかみ町「中野の森」にて